

東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告

2025(令和7)年10月2日開催 東京地方裁判所委員会報告

「情報通信技術の発達を背景とした近時の裁判所をめぐる状況について」

東京地方裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 井上 寛 (40期)

上記議題で、東京地裁民事9部鈴木謙也部総括判事による報告が、2025(令和7)年10月2日に東京地裁で行われた。概要は以下の通りであった。

ネット社会の拡大により、民事9部で、名誉毀損等のネット被害の回復のための発信者情報開示命令事件が急増している。令和4年10月の発信者情報開示関係の法律施行時は554件だったが、令和6年には6259件、令和7年度は8700件程度と予想されている。

投稿記事の一般的な流れとしては、①誹謗中傷記事の投稿 → ②経由プロバイダ(AP: ドコモやソフトバンク等) → ③コンテンツプロバイダ(CP:XやYouTube等) → ④被害者ということになる。この流れの中で①と②との間で利用契約を締結し、②APが契約者=投稿者にIPアドレスを割当て、投稿者の住所氏名等の情報を保有する。②から③への接続についてはIPアドレスを使用するので、③には①の投稿にかかるIPアドレスや接続日時等の情報が保有される。④被害者は、この流れを逆に追う。

具体的には、④被害者は、①投稿者の情報を②APから開示を受けるため、④から③CPの保有するIPアドレス、接続日時等の情報開示を求め、それを基にAPを特定する。③で特定された情報から②APに投稿した契約者を特定し、APから①投稿者に対する情報(住所氏名等)の開示を求める。④被害者はこの情報を基に、損害賠償等の裁判を提起する。

情報開示手続における問題は、記事の投稿で申立人の権利が侵害されたことが明らかであるといえるにある。この部分が明確にならなければ、保全手続にのらない。アクセスログデータの保存期間に一般的な定めがなく、プロバイダ側では3~6ヶ月程度しか保存していない。消去禁止命令が出せることもあるが、開示命令事件が大量に提起されていることや、複数のCPを経由したり、外国のプロバイダ経由であったりすると、そもそもAPの特定が困難であったり、時

間がかかることがある。6ヶ月程度の保存だと、特定できても情報が無くなっていることも有り、プロバイダ側の協力が不可欠である。

大量の処理を迅速にするために、令和6年9月からスマートフォーマット方式(スマフォ)とシームレス審理方式を採用した。前者は、原則チェック方式で申立書を記入する方法で、補正等の処理が少くなり、迅速な処理ができる。後者は縫い目(審問期日)のない(多くは1回の審問期日で終結)Teamsを利用(主張や証拠の提出)した審理方式である。

この後、質疑応答に入り、多くの意見が出たので、回答を紹介しておく。

- 申立から開示命令を発するまでに6ヶ月位で終了するものや長くかかる事件もあるが、開示が認められるケースがかなり増えている。
- 不法行為となるかの点で、弁護士を入れた方がいいケースが多い。プロバイダの多くが東京にあり、事件数の90%が東京地裁に集中している。また知財の90%はアダルトビデオに関する事件である。
- 虚偽内容の投稿を防止することも必要で、そのためには、正しい裁判の情報を発信する必要がある。
- 証拠開示の問題は、刑事事件でも重要で、収集した証拠をどう利用できるかも問題となる。
- 無断録音など、法廷内で禁止されていることをを行い、ネットで流す等の人が出て、警備の難しさも発生している。

次回は、令和8年2月2日15時30分から「民事調停手続の利用・促進について」と題して行う予定となった。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207